

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例

〔平成19年7月26日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第16号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。